平成２２年（フ）第１５７号
徳島市万代町４丁目２－１
破産者　株式会社エレガント
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
大分県臼杵市大字大野266番地の15
破産者　亡河崎信夫相続財産
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３９号
横浜市戸塚区深谷町1450番地２
破産者　佐藤　秀一
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７号
神奈川県厚木市栄町１丁目３番18号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市旭町５丁目42番30―502号
破産者　山崎　靖史
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
愛知県常滑市新田町２丁目24番１　スピリッツシェアＡ102号室、住民票上の住所名古屋市名東区大針１丁目363番地　山田ビル305号
破産者　愛川　正己
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１号
愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上118番地
２　ＡＬＶＡＮ118―501号
破産者　松尾　英治
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２号
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　第一ひまわり荘い号室、住民票上の住所名古屋市緑区乗鞍１丁目1201番地の３
破産者　青木　和喜
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２０号
名古屋市北区六が池町108番地
破産者　小澤　壽一
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２０２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番37―1302号、前住所大阪府泉佐野市上之郷1816番地
破産者　塩谷　充史
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８４号
大阪府貝塚市森615番地
破産者　井上　武彦
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９３号
神戸市中央区中山手通６丁目８番５号マンションやの504、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通６－８－５－B504
破産者　石原　達雄
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２１号
神戸市東灘区住吉本町１丁目６番８号　グランディア住吉本町402号、開始決定時の住所神戸市東灘区渦森台２丁目16番102号
破産者　藤崎　弘治
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
神戸市中央区花隈町15番11号村上ビル２Ｆ、従前の住所神戸市中央区花隈町５番21―1112号
破産者　中須賀信喜
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９号
神戸市垂水区歌敷山２丁目６番５号
破産者　秋武　成希
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２７号
高知市一宮東町２丁目28番12号、申立時住所高知市重倉1598番地14
破産者　山崎　弘幸
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４８号
高知市塩田町７番３号
破産者　富永　　勝
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３号
宮城県柴田郡柴田町船岡東１丁目10番８－１号
破産者　山木　秀子
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部